

愛知県では、中国江蘇省との経済連携協定に基づき、江蘇省に進出している県内企業支援のため、「愛知県江蘇省サポートデスク」を運営しています。

私共、上海納克名南企業管理咨询有限公司が愛知県から業務委託を受け、2024 年度の運営業務を担っております。

進出企業の皆様の関心があると思われる内容につき、今年度 10 回目となるメールマガジンを配信させていただきます。

最後までお読みいただければ幸いです。

愛知県江蘇省サポートデスク メールマガジン 2024 vol.10

中国現地法人の決算の留意ポイント（資産）

中国においては、すべての法人が 12 月決算となります。1 月中旬までで、12 月分の会計処理が完了し、1 月後半～3 月中旬にかけて、会計事務所による年度監査を経て、3 月末～4 月中旬にかけて、前年の決算内容が確定することとなります。今回は決算の際に留意すべきことについて、資産に関する部分につき、お知らせしたいと思います。

1、現金預金

現金及び預金の残高を確認します。現金は定期的に金種表（現金を実際にカウントする表）と出納帳の残高突合を行います。また中国においては、現金の利用頻度も下がっているため、可能な場合は、現金をなくすことも検討します。

銀行預金については、銀行から提供される明細表（対帳単）や、ネットバンキング上で表示される残高と突合します。客観的な資料との突合を行うことが不正防止につながります。

2、売掛金

各社別の 12 月末残高を確認します。その際に、回収サイトからみて、あるべき残高になっているか、確認をします。すでに取引終了しているはずなのに、残高が残っているケースや、認識差異により残高が残ってしまっているケースが散見されます。

また、意外かもしれませんが、関係会社間の取引がある場合に、双方の残高が一致しないケースも見受けられます。

3、固定資産

固定資産の内訳を確認し、現物確認を行います。すでに廃棄しているものがないか、あるべき資産がきちんと管理されているか、確認します。

また中国においては、一定の条件を満たす場合、500 万元までの一括償却が認められています。但し、この場合も会計処理は一括費用計上ではなく、耐用年数に基づき、毎年費用計上を行います。一方、税務上は取得年度に一括損金算入し、翌年以降は毎年の減価償却額を加算調整することが必要です。正しく計算されているか、確認が必要です。

4、在庫

実地棚卸を実施し、会計上の残高と一致しているか、確認します。外部倉庫であっても、現物確認を行うと差異が生じているケースや、セット販売している場合に正しく処理されておらず、在庫差異が生じているケースが散見されます。

また会計上の在庫出荷ルールとして、先入先出法を設定している場合、現場の運用ルールもその通りになっているか、運用状況の確認を行うことが望ましいです。

5、その他未収金

内訳を確認します。賃借契約にともなう保証金や、発票回収前に支払った金額等が計上されています。内容に不明瞭なものがないか、確認することが必要です。

6、使用権資産

企業会計準則を適用している場合、リース会計に対応する必要があります。具体的には、リース契約につき、短期リース・少額リースを除き、使用権資産を計上し、償却処理を行う必要があります。従前のリース料を費用計上するのみ、という会計処理が認められていないため、適切に処理されているか、確認が必要です。

7、無形資産

ソフトウェアや土地使用権が計上されており、残高確認を行います。無形資産の償却年数は 10 年以上となっているため、ソフトウェアで、すでに利用停止したものがないか、確認します。

土地使用権については、エビデンスに基づき、適切な残高になっているか確認します。土地使用権が適切に自社名義にきりかわっていないケースもありますので、エビデンスの確認が必須となります。

次回の意見交換会は 3 月を予定しております。詳細が決まり次第、案内させていただきます。ぜひご参加ください。